

平成27年 5月13日

各 位

利益相反マネジメント委員会
委員長 池田 宰

「利益相反自己申告書」の提出について(依頼)

本学では、平成24年10月に全学的な利益相反マネジメント規程を制定し、マネジメントを実施しています。つきましては、地域共生研究開発センターホームページに掲載してあります「利益相反ガイドブック」を参照の上、下記により「利益相反自己申告書」をご提出ください。

記

1. 提出書類

(1) 平成26年分宇都宮大学利益相反自己申告書

※ 様式につきましては、添付しました自己申告書にご記入願います。

なお、地域共生研究開発センターホームページにも掲載してありますので、ご利用下さい。 <http://www.sangaku.utsunomiya-u.ac.jp/chiiki/>

※ 提出に当たっては個人情報保護のため、封書又はメールにより提出願います。

(2) 提出先 利益相反マネジメント室

メール： coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp
封 書：地域共生研究開発センター内 利益相反マネジメント室

2. 提出期限

平成27年6月5日(金)

【問合せ先】

利益相反マネジメント室

メール：coiuu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

担当者：地域共生研究開発センター 網屋 6318

杉山 6324

3. 利益相反マネジメントの概念

産学官連携活動を進めていくと、大学や教職員等が特定の企業等から正当な利益を得たり、特定の企業等に対し必要な範囲での責務を負うことが想定され、適正な利益や対価を得ることは妥当なものと認められています。この結果、教職員等が企業等との関係で有する利益や責務と大学における責任と衝突する状況を「利益相反 (conflict of interest)」といいます。

たとえ、当該教職員が正当に大学の職務を遂行していたとしても、社会からあらぬ嫌疑や疑念を抱かれる可能性も否定できません。この場合に、適切な対応を怠れば、場合によっては大学や当該教職員等の社会的信頼を害し、ひいては大学の教育研究活動を阻害するおそれがあります。大学が自らの社会的信頼を保持しながら産学官連携を通じて社会貢献という使命をも果たしていくためには、利益相反に関する適切な対応が不可欠です。

4. 利益相反マネジメント自己申告書提出の対象者

- (1) 役員（非常勤を含む。）
- (2) 常勤教職員（任期付き教職員を含む。）
- (3) 下記の非常勤職員
 - （国立大学法人宇都宮大学非常勤職員（パートタイム）就業規則適用者を除く）
 - ①特任教員等
（特任教授、特任准教授、特任助教、特任研究員、特任事務職員及び特任技術職員）
 - ②科学研究費補助金研究支援者
 - ③産学連携研究員